「旭川市火災予防条例の改正(案)」に対して寄せられた 御意見と旭川市の考え方

- 意見募集期間 平成27年9月15日(火)~平成27年10月14日(水)○ 意見提出者 1件(1個人)

※寄せられた御意見等は、取りまとめの都合上、要約・修正をしています。

	御意見	御意見に対する本市の考え方
1	消防長は、防火対象物の消防用設備等の 状況が、消防法令又は旭川市火災予防条例 の規定に違反する場合は、その旨を公表す る。	御意見のとおり、本市としましても、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令又は旭川市火災予防条例の規定に違反する場合は、利用者に生活安全情報を適切に提供する観点から、その違反内容を公表することを定める予定です。
2	消防長が、違反内容を公表しようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨の通知(公表の予告)を行うものとする。	御意見のとおり、本市としましても、違反内容を公表しようとするときは、当該防火対象物の関係者に公表の予告や公表の通知を行うことを定める予定です。